

## 審議会会議録

審議会等の名称	令和3年度第1回瑞穂市指定管理者選定委員会
開催日時	令和3年9月2日(木曜日) 午前9時00分から午前11時00分
開催場所	瑞穂市役所穂積庁舎 3階 第1会議室
議題	瑞穂市コミュニティセンター3館の指定管理者の選定について
出席委員 欠席委員	出席委員 6名 会長 畦地 真太郎 副会長 佐々木 直子 委員 新井 正信 委員 棚橋 正則 委員 広瀬 進一 委員 桑原 秀幸 欠席委員 0名
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ <span style="border: 1px solid black;">非 公 開</span> (法人その他の団体(国及び地方公共団体は除く)に関する情報について審議するため)
傍聴人数	
審議の概要	<u>開会</u> <u>市長あいさつ</u> <u>委嘱状交付</u> 委員6名のうち出席委員が6名であり、瑞穂市附属機関設置条例第8条の規定により、会議が成立した。 <u>会長および副会長の選任</u> (会長 畦地 真太郎、副会長 佐々木 直子)

市長より諮問

会議の公開・非公開について

会議については、瑞穂市情報公開条例第7条第3号に定める「法人、その他の団体に関する情報について」が審議内容に含まれるため、非公開で行うことを決定。

会議録について

会議録については、以下の取扱いとすることを確認した。

- ① 会議録については要点筆記とする。
- ② 発言した委員の名前を会議録に記載することとする。
- ③ 作成した会議録は、会長と副会長の了承を得て公開する。

**【協議事項】**

(畦地会長)

まず、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

コミュニティセンターの施設概要および管理・運営状況、指定候補者の選定方針案について説明。

(畦地会長)

意見のある委員は発言をお願いしたい。

(桑原)

指定候補者を選定した場合、選定理由はどこまで公開され、議会にどのように説明するのか。

(事務局)

本委員会の答申書は、ホームページに掲載することとなる。そのため、選定過程、選定理由については基本的に開示されることになる。議会にも答申書の内容を踏まえて、選定理由等の説明を行う予定である。

(佐々木)

瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条（以下「当該条例」という）の内容について教えてほしい。

(事務局)

当該条例を読み上げ、資料を配布。

(佐々木)

事務局の資料において、指定候補者として指定しようとする団体に一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社

(以下「ふれあい公共公社」という)の記載があるが、まだ事業計画書が提出されていない段階で、ふれあい公共公社が指定候補者として適当な団体であるか、判断のしようがない。また、指定管理料や事業計画の妥当性についても慎重に判断する必要がある。

(事務局)

指定候補者については、事業計画書の提出および申請団体によるプレゼンテーション実施後に、委員による採点を行い、選定していただく予定である。本日は、当該条例に規定する特定の団体候補として、ふれあい公共公社が適当であるか審議していただきたい。

(新井)

指定候補者を選定する前に、施設を一度見学し、現状を把握したほうが良いのではないか。

(事務局)

第2回以降の委員会において検討する。

(広瀬)

利用者の声を確認したいため、詳細な利用者アンケートの結果を確認することはできるか。

(事務局)

利用者アンケート結果の写しを委員へ回覧。

(新井)

指定候補者の選定は、議会への説明および利用者である市民に納得してもらう合理的な理由が必要となるため、慎重に選定すべきである。

(佐々木)

新井委員と同意見である。

(桑原)

話が戻るが、本日は当該条例に規定される特定の団体候補として、ふれあい公共公社が適当であるかを審議するのであって、指定候補者の募集方法として、非公募を決定するものではないという解釈でよいか。

(事務局)

その通りである。本日はあくまで事業計画書およびプレゼンテーションによる審査を行う特定の団体候補として、ふれあい公共公社が適当であるかを審議していただきたい。第2回以降の委員会において、審査の結果、ふれあい公共公社が指定候補者として特に適当であると認められれば、結果的に当該条例の規定により、非公募でふれあい公共公社が選定される流れとなる。

(畦地会長)

意見が無くなったようなので、採決に移る。

本委員会としては、事務局の説明にもあったように、

- ① 瑞穂市コミュニティセンター3館は、地域の活力を積極的に活用する必要がある施設であり、ふれあい公共公社は瑞穂市コミュニティセンター条例および瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例に規定する指定管理者の選定基準に当てはまる団体であること
- ② 瑞穂市コミュニティセンター3館は指定避難所に指定されており、平時および非常時において市や地域と綿密な情報共有・連携を行う必要があること
- ③ ふれあい公共公社の管理実績とモニタリング結果について評価できること
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関連した特殊業務への迅速な対応が必要なこと

などの理由により、当該条例に規定する特定の団体候補として、ふれあい公共公社が適当であり、第2回の委員会において事業計画およびプレゼンテーションにより審査を行うことに関して賛成の方は挙手をお願いしたい。

(出席委員)

※全員挙手

(畦地会長)

全員賛成により、ただいまの協議事項は承認されたものとする。

続いて、第2回の委員会での審査方法等について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

審査方法について説明。

(畦地会長)

事務局の説明をうけて、審査方法や最低ラインの設定について、意見のある委員は発言をお願いしたい。

(広瀬)

最低ラインの設定を行わない場合、評価が低かった項目については、事業計画を修正してもらい、再度審査を行うことは可能か。

(事務局)

可能である。第2回の委員会において審査を行った結果、ふれあい公共公社が指定候補者として特に適当な団体であるか疑義がある場合には、計画を修正し、第3回委員会にて再度審査を行うこともできる。

(桑原)

それであれば、最低ラインの設定は行わなくても良いと考える。

(新井)

桑原委員と同意見である。

(棚橋)

採点については、前回の委員会でも行ったのか。点数という評価ではなく、適・不適等の審査方法にしてはどうか。

(事務局)

前回も同様の審査項目にて採点を行った。

(佐々木)

前回の採点結果は何点か。

(事務局)

委員6名の平均は100点満点中65.33点であった。

(佐々木)

採点結果はあくまで指標として利用し、点数に関して低い部分については、再度提案を行ってもらうか、条件付きで指定候補者として選定し、モニタリングや3年後の委員会での評価と関連付けを行うのであれば、点数をつける意味はあると考える。

(畦地会長)

採点結果をもとに、どのように指定候補者を選定するかは、本委員会において非常に重要な方針である。

色々議論はあったが、まず、採点に最低ラインを設けるか否かについて、最低ラインを設けないことに賛成の方は挙手をお願いしたい。

(出席委員)

※全員挙手。

(畦地会長)

それでは、採点に最低ラインは設けないこととする。

次に採点を行った後、改善を要望しなければいけない部分があった場合の対応については、どうすべきか。

(桑原)

採点を行った後に、判断すべきだと考える。

(広瀬)

どのような改善が必要であり、どのような対応を行うことが適当であるかは、ケースバイケースであり、現時点で判断できかねるため、採点後に協議して決めるべきである。

(畦地会長)

それでは、採点結果をもとに改善が必要な項目があった場合には、その後の協議にて対応を決定することに賛成の方は挙手をお願いしたい。

(出席委員)

※全員挙手。

(畦地会長)

それでは、採点結果をもとに改善が必要な項目があった場合には、その後の協議にて対応を決定することとする。

その他、意見のある委員は発言をお願いしたい。

(棚橋)

前回の採点結果を受けて、この3年間でどのような点を努力し改善したかを、次回のふれあい公共公社によるプレゼンテーションで説明してほしい。

(事務局)

承知した。

(畦地会長)

それでは申請要項等についての説明を事務局よりお願いしたい。

(事務局)

事務局より申請要項等について説明。

(畦地会長)

申請要項について、意見のある委員は発言をお願いしたい。

短時間で全てに目を通すことは不可能であるため、委員会終了後に目を通していただき、指摘事項があるかたは事務局へ連絡することとし、事務局は指摘のあった意見を取りまとめ、修正を行い、会長、副会長の了承を得たのちに、ふれあい公共公社へ配布するという流れでよいか。賛成の方は挙手をお願いしたい。

(出席委員)

※全員挙手。

(畦地会長)

それでは、申請要項については、先ほど説明した流れで、ふれあい公共公社へ配布することとする。

以上を以て本日の協議内容は全て終了した。

(事務局)

#### 第2回委員会の日程調整

10月22日午前9時30分から行うことを決定。

	<p><u>第2回委員会の開催場所の調整</u></p> <p>委員意見により、施設見学を兼ねて牛牧北部防災コミュニティセンターで行うこととした。</p> <p><u>閉会のあいさつ</u></p>
事務局 (担当課)	<p>瑞穂市企画部市民協働安全課</p> <p>TEL 058-327-4130</p> <p>FAX 058-327-7414</p> <p>e-mail <a href="mailto:siminky@city.mizuho.lg.jp">siminky@city.mizuho.lg.jp</a></p>